【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2024年1月9日提出

【発行者名】 SOMPOアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小嶋 信弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目2番16号

【事務連絡者氏名】 津田 浩平

【電話番号】 03-5290-3432

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 好配当ジャパン・オープン 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 募集額 2,000億円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

好配当ジャパン・オープン

ただし、愛称として「株式時代」という名称を用いることがあります。

(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

上記金額には申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれていません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日 1の基準価額 2とします。

上記金額には申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれていません。

- 1日本における委託会社および販売会社(受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。)の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。
- 2 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産 総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権 総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることが あります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じて 得た額です。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

分配金を受け取る一般コースと分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。自動けいぞく投資とは、収益分配の際に税引き後の収益分配金を、無手数料で自動的に再投資する方法です。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間 2024年1月10日から2024年7月5日までです。

継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(9)【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に 委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行ありません。

振替受益権について

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、「損保ジャパン好配当日本株マザーファンド」(以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	
		(収益の源泉)	
単位型	国 内	株式	
追加型	海外	債 券	
	内 外	不動産投信	
		その他資産()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドの商品分類の定義 >

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来
		の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益
		が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 す。
投資対象資産	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益
(収益の源泉)		が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・
			ファンズ
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	区欠州	
	(隔月)	アジア	
債券	年12回	オセアニア	
一般	(毎月)	中南米	

			有価証券届出書(内国投資係
公債	日々	アフリカ	
社債	その他	中近東	
	()	(中東)	
その他債券		エマージング	
クレジット属性			
()			
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(株			
式 一般))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

- (注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- (注2)ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、 商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主と
	信託証券(株	して株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全ての
	式 一般))	ものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書又は信託約款において、年4回決算する旨の記載があ
		るものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日
		本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファ	目論見書又は信託約款において、マザーファンド(ファンド・
	ンド	オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対
		象として投資するものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

<ファンドの特色>



日本の株式*に投資し、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式を主要投資対象とします。

● ファンドの特色



配当利回りに着目します。

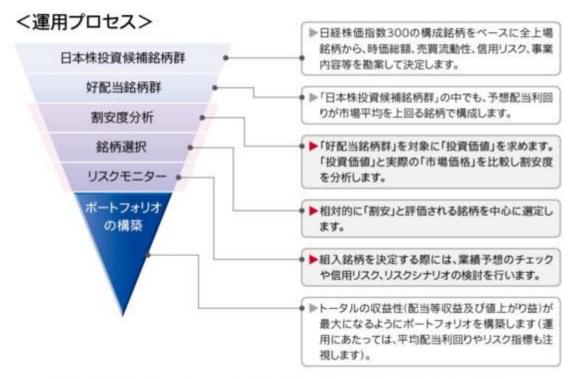
- ●日本の全上場銘柄の中でも、予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄を主な投資対象^{®1}とします。
 - ※1 投資対象となる銘柄群を「好配当銘柄群」と呼びます。
 - 「好配当銘柄群」は、日経株価指数300の構成銘柄をベースに全上場銘柄から、時価総額、売買流動性、信用リスク、事業内容等を勘案して決定した銘柄(日本株投資候補銘柄群)の中でも、
 - 予想配当利回りが市場平均を上回る銘柄で構成されます。

2

相対的に割安と評価される銘柄に投資します。

●独自の投資価値分析に基づき、相対的に割安度の高い銘柄を中心*2にポートフォリオを構築し、中長期的に着実な信託財産の成長を目指します。

※2 ポートフォリオ構築においては、リスクコントロールも行います。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

株式の配当収入や売買益を主な原資として分配します。

●年4回の決算時^{*3}には、組入れ株式の配当収入や売買益(評価益を含みます。)を主な原資として分配を行います。

※3 決算日は原則1月8日、4月8日、7月8日、10月8日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。



・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

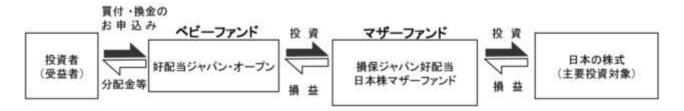
(2)【ファンドの沿革】

2006年2月28日 信託契約締結、設定、運用開始

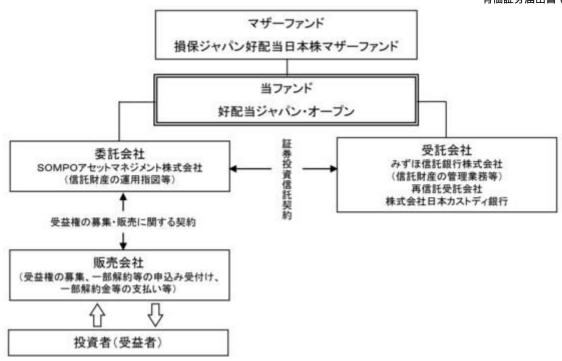
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者:SOMPOアセットマネジメント株式会社 当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権 の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金 の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者:みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理 業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成 し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行 に委託することができます。

委託会社等の概況

()資本金の額 1,550百万円 (2023年10月末現在)

()委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリ
		ンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録

2010年 10月1日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本

興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

2020年 4月1日 SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

()大株主の状況(2023年10月末現在)

名称	住所(所在地)	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番 1 号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

b . 運用方針

投資対象

損保ジャパン好配当日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することもできます。

投資態度

- () 損保ジャパン好配当日本株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、配当利回り等を勘案 して絞られた投資候補銘柄の中から、当社独自の調査分析に基づいて理論的株価と市場価格を比 較して割安となっている銘柄に主に投資します。
- () ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体 の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
- () 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。
- () 株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する 株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。 なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信 託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含 む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動 向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

() 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

口.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。)

八. 金銭債権

二.約束手形

() 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてSOMPOアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン好配当日本株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記 1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち 1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法 第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、 各運用担当部が運用計画を策定します。

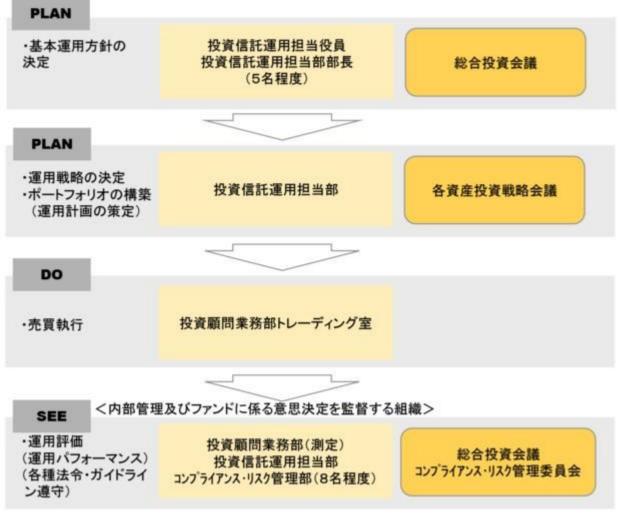
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種 規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュア ル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2023年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4)【分配方針】

毎決算時(原則として1月、4月、7月、10月の各8日。ただし休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。なお、毎年4月、10月の決算時は、原則として配当収入等を中心として安定的な分配を行うことを基本とし、毎年1月、7月の決算時は、原則として売買益(評価損益を含みます。)等を中心として分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 決算期におけるファンドの運用成果 をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。 運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。 インカム収入とは株式の配当収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損 をいいます。
- ・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。

(5)【投資制限】

a . 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純 資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券(損保ジャパン好配当日本株マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の 損益を実現する目的以外には利用しません。

投資する株式等の範囲

- () 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項 第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行 会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する ものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券お よび新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 前記()の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを 指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- () 前記()の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- () 前記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、前記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 前記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- () 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- () 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- () 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに 外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- () 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- () 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- () 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 前記1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- () 委託会社は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 前記()の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 前記()の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

21 資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金 の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該 借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその 翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

22 受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子 等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものが あるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()および()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る 変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引 (新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

(参考)「損保ジャパン好配当日本株マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的に着実な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

2 運用方針

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象といたします。

(2) 投資態度

配当利回り等を勘案して絞られた投資候補銘柄の中から、当社独自の調査分析に基づいて理論的株 価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に主に投資します。

ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配 当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)や新株引受権証券および新株予約権証券(外貨建てを含みます。)等に投資する場合があります。

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

< 当ファンドの投資にかかるリスク >

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の 価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

< その他の留意点 >

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおい て売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。 ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの 基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払 いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、 それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

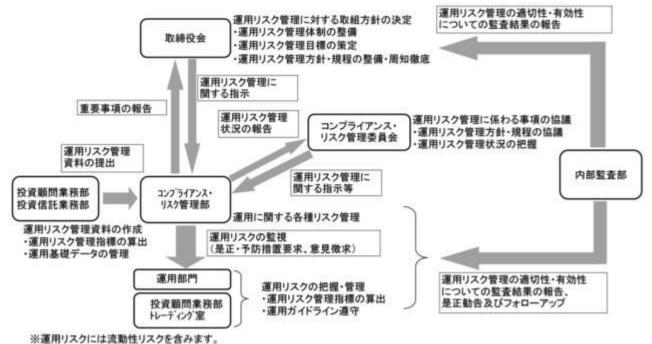
<お申込時>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいます。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>



(注)上図は、2023年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確

保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、 定期的に社内委員会に報告されます。



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ●上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

現地通貨運で国賃を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の

権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資星クラスの指数	
日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本の株式市場を広範に網離するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の間連会社に帰属します。	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した 指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権 その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)	日本国債:NOMURA-BPI 国債
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を 考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米 ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに 関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している 日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお。 NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	新興国債: J PモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する 現地通過建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B 1 - E M

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed

4【手数料等及び税金】

Income LLCに帰属します。

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料 および消費 税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファ ンドの商品説明・投 資環境の説明・事務 処理等の対価

1 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されること

があります。

- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

(3)【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.21%(税抜1.10%)を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです。(下記 のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。)

・運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.50%(税抜)	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.10%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。(税額は、税法改正時には変更となります。)

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息 は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買 委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費

用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券 取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取 引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方 税5%)の税率が適用されます。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得等として課税対象となり、 20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額 については、15.315% (所得税15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税 の源泉徴収はありません。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手 数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる 場合があります。受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその 個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とな ります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記 < 収益分配金の課税について > をご参 照ください。)

(注2) 収益分配金の課税について

・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元 本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受 益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同 額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、 その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特 別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本 から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニー サ)」の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非 課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

好配当ジャパン・オープン

2023年10月31日現在

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,359,715,690	99.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		53,271,161	0.98
純資産総額		5,412,986,851	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(参考)損保ジャパン好配当日本株マザーファンド

2023年10月31日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	39,436,578,510	96.76
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,322,470,159	3.24
純資産総額		40,759,048,669	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

好配当ジャパン・オープン

2023年10月31日現在

順位	Z 地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
	1日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン好配当日本株マザー ファンド	1,354,147,471	4.0246	5,449,998,371	3.9580	5,359,715,690	99.02

(注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年10月31日現在

種類	投資比率(%)

親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン好配当日本株マザーファンド

2023年10月31日現在

								20	023年10月31日	現仕
順位	地域	 種類 	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	198,400	7,452.85	1,478,645,670	7,220.00	1,432,448,000	3.51
2	日本	株式	キリンホールディン グス	食料品	657,800	2,091.29	1,375,651,428	2,119.50	1,394,207,100	3.42
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	817,800	1,659.53	1,357,163,634	1,506.50	1,232,015,700	3.02
4	日本	株式	三井住友トラスト・ ホールディングス	銀行業	188,900	5,750.89	1,086,343,681	5,610.00	1,059,729,000	2.60
5	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	789,300	1,259.53	994,147,029	1,257.00	992,150,100	2.43
6	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・ 土石製品	322,300	2,791.14	899,587,515	3,007.00	969,156,100	2.38
7	日本	株式	花王	化学	166,100	5,503.77	914,177,630	5,494.00	912,553,400	2.24
8	日本	株式	エクシオグループ	建設業	289,900	3,065.38	888,655,310	3,126.00	906,227,400	2.22
9	日本	株式	第一生命ホールディ ングス	保険業	258,000	3,160.85	815,501,109	3,176.00	819,408,000	2.01
10	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	283,800	2,455.22	696,793,352	2,842.00	806,559,600	1.98
11	日本	株式	サワイグループホー ルディングス	医薬品	166,700	4,538.44	756,559,221	4,806.00	801,160,200	1.97
12	日本	株式	M S & A D インシュ アランスグループ ホール	保険業	143,000	5,584.91	798,643,427	5,493.00	785,499,000	1.93
13	日本	株式	ベルシステム 2 4 ホールディングス	サービス 業	486,400	1,534.49	746,378,416	1,545.00	751,488,000	1.84
14	日本	株式	リンテック	その他製品	300,800	2,502.34	752,705,035	2,482.00	746,585,600	1.83
15	日本	株式	E N E O S ホール ディングス	石油・石 炭製品	1,262,700	549.55	693,923,786	557.70	704,207,790	1.73
16	日本	株式	旭化成	化学	761,200	921.59	701,521,886	923.40	702,892,080	1.72
17	日本	株式	住友重機械工業	機械	202,300	3,603.03	728,894,104	3,423.00	692,472,900	1.70
18	日本	株式	日本ハム	食料品	152,500	4,427.73	675,229,440	4,530.00	690,825,000	1.69
19	日本	株式	マブチモーター	電気機器	158,000	4,529.23	715,618,843	4,294.00	678,452,000	1.66
20	日本	株式	太陽ホールディング ス	化学	276,200	2,483.93	686,063,437	2,440.00	673,928,000	1.65
21	日本	株式	イオンモール	不動産業	393,300	1,801.12	708,381,646	1,713.00	673,722,900	1.65
22	日本	株式	SUBARU	輸送用機 器	253,500	2,798.27	709,362,008	2,559.50	648,833,250	1.59
23	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	156,400	4,557.10	712,730,644	4,063.00	635,453,200	1.56
24	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	261,400	2,278.24	595,532,685	2,245.50	586,973,700	1.44
25	日本	株式	アイシン	輸送用機 器	110,100	5,487.26	604,147,326	5,202.00	572,740,200	1.41
26	日本	株式	アルフレッサ ホー ルディングス	卸売業	236,100	2,429.80	573,675,838	2,388.00	563,806,800	1.38
27	日本	株式	EIZO	電気機器	113,800	5,050.92	574,794,724	4,815.00	547,947,000	1.34
28	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	132,300	4,065.32	537,842,490	4,127.00	546,002,100	1.34

29日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	347,800	1,702.26	592,046,741	1,569.00	545,698,200	1.34
30日本	株式	東レ	繊維製品	739,000	748.77	553,342,556	724.80	535,627,200	1.31

⁽注1)評価額組入上位30銘柄について記載しています。

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

2023年10月31日現在

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	6.36
		食料品	5.12
		繊維製品	1.60
		パルプ・紙	1.73
		化学	10.97
		医薬品	4.43
		石油・石炭製品	1.73
		ガラス・土石製品	2.84
		非鉄金属	2.14
		機械	4.18
		電気機器	8.44
		輸送用機器	7.29
		その他製品	1.83
		電気・ガス業	1.98
		陸運業	0.88
		情報・通信業	2.87
		卸売業	3.38
		小売業	2.83
		銀行業	13.52
		証券、商品先物取引業	0.89
		保険業	3.94
		その他金融業	1.44
		不動産業	2.39
		サービス業	3.97
合計	•		96.76

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類及び各業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

好配当ジャパン・オープン 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン好配当日本株マザーファンド該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

⁽注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

好配当ジャパン・オープン 該当事項はありません。

(参考)損保ジャパン好配当日本株マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

好配当ジャパン・オープン

直近日(2023年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

直近日(2023年10月末)、	回日則 1 年以内にお	でける各月末及び下記 一 純資産総		る純貧産の推移は次 1 口当たりの純	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17特定期間末	(2014年 4月 8日)				
	,		1,134,249,000	0.7336	0.7386
第18特定期間末	(2014年10月 8日)			0.8010	0.8060
第19特定期間末	(2015年 4月 8日)			0.9761	0.9811
第20特定期間末 第20特定期間末	(2015年10月 8日)			0.9343	0.9393
第21特定期間末 第21特定期間末	(2016年 4月 8日)	1,033,318,767	1,039,758,948	0.8022	0.8072
第22特定期間末	(2016年10月11日)	1,175,422,057	1,182,186,678	0.8688	0.8738
第23特定期間末	(2017年 4月10日)	1,395,378,193	1,402,515,858	0.9775	0.9825
第24特定期間末	(2017年10月10日)	1,307,090,710	1,313,234,988	1.0637	1.0687
第25特定期間末	(2018年 4月 9日)	1,107,336,570	1,114,767,394	1.0431	1.0501
第26特定期間末	(2018年10月 9日)	1,145,200,039	1,153,775,341	1.0684	1.0764
第27特定期間末	(2019年 4月 8日)	1,054,977,648	1,063,778,490	0.9590	0.9670
第28特定期間末	(2019年10月 8日)	967,654,418	976,291,318	0.8963	0.9043
第29特定期間末	(2020年 4月 8日)	741,269,768	749,128,535	0.7546	0.7626
第30特定期間末	(2020年10月 8日)	781,365,122	788,108,686	0.8111	0.8181
第31特定期間末	(2021年 4月 8日)	1,090,645,090	1,099,591,452	0.9753	0.9833
第32特定期間末	(2021年10月 8日)	1,184,589,290	1,194,082,679	0.9982	1.0062
第33特定期間末	(2022年 4月 8日)	1,052,028,385	1,061,714,932	0.9775	0.9865
第34特定期間末	(2022年10月11日)	1,114,838,700	1,123,508,711	1.0287	1.0367
第35特定期間末	(2023年 4月10日)	2,298,751,646	2,315,810,110	1.0781	1.0861
第36特定期間末	(2023年10月10日)	5,311,412,750	5,344,334,855	1.2907	1.2987
	2022年10月末日	1,133,058,579		1.0407	
	11月末日	1,164,539,320		1.0670	
	12月末日	1,237,054,113		1.0544	
	2023年 1月末日	1,330,283,451		1.0733	
	2月末日	1,621,545,844		1.1029	
	3月末日	2,297,362,030		1.0956	
	4月末日	2,811,911,186		1.1259	
	5月末日	3,421,728,374		1.1387	
	6月末日	4,191,437,871		1.2076	
	7月末日	4,574,984,179		1.2247	

8月末日	5,068,236,058	1.2555	
9月末日	5,269,141,985	1.3044	
10月末日	5,412,986,851	1.2680	

【分配の推移】

好配当ジャパン・オープン

	1口当たりの分配金(円)
第17特定期間	0.0150
第18特定期間	0.0060
第19特定期間	0.0100
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0100
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0250
第24特定期間	0.0250
第25特定期間	0.0370
第26特定期間	0.0150
第27特定期間	0.0150
第28特定期間	0.0170
第29特定期間	0.0160
第30特定期間	0.0130
第31特定期間	0.0150
第32特定期間	0.0160
第33特定期間	0.0170
第34特定期間	0.0280
第35特定期間	0.0280
第36特定期間	0.0280

【収益率の推移】

好配当ジャパン・オープン

	収益率(%)
第17特定期間	6.2
第18特定期間	10.0
第19特定期間	23.1
第20特定期間	2.7
第21特定期間	13.1
第22特定期間	9.1
第23特定期間	15.4
第24特定期間	11.4
第25特定期間	1.5
第26特定期間	3.9

第27特定期間	8.8
第28特定期間	4.8
第29特定期間	14.0
第30特定期間	9.2
第31特定期間	22.1
第32特定期間	4.0
第33特定期間	0.4
第34特定期間	8.1
第35特定期間	7.5
第36特定期間	22.3

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落の額)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。 なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

好配当ジャパン・オープン

	設定口数	解約口数
第17特定期間	157,554,932	472,631,475
第18特定期間	127,456,997	233,745,212
第19特定期間	261,769,730	331,552,831
第20特定期間	260,961,804	270,776,428
第21特定期間	132,212,020	193,877,724
第22特定期間	129,688,462	64,800,389
第23特定期間	483,614,589	409,005,783
第24特定期間	176,161,786	374,839,228
第25特定期間	101,390,096	268,699,510
第26特定期間	67,195,250	56,828,724
第27特定期間	66,188,772	37,996,253
第28特定期間	61,565,787	82,058,625
第29特定期間	44,706,103	141,972,609
第30特定期間	35,702,616	54,682,322
第31特定期間	312,203,679	157,274,627
第32特定期間	211,081,529	142,703,190
第33特定期間	146,268,836	256,659,432
第34特定期間	135,820,271	128,351,871
第35特定期間	1,142,628,419	94,071,865
第36特定期間	2,921,160,533	938,205,393

⁽注1)本邦外における設定及び解約はございません。

参考情報

⁽注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

基準日:2023年10月31日

● 基準価額・純資産の推移 2013/10/31~2023/10/31

● 分配の推移



設定来累計	6.110円	
2023年10月	80円	
2023年07月	200円	
2023年04月	04月 80円	
2023年01月	200円	
2022年10月	80円	

- 1万口当たり、税引前
- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- ◎ 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

🦲 主要な資産の状況

好配当ジャパン・オープン

資産別構成	
資産の種類	純資産比
損保ジャパン好配当日本株マザーファンド	99.02%
コール・ローン等	0.98%
승 計	100.00%

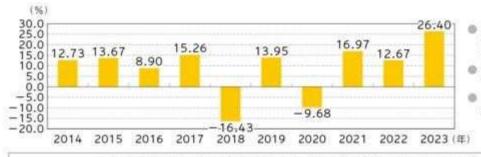
●損保ジャバン好配当日本株マザーファンド

資産別構成		
	資産の種類	純資産比
株 5	ŧ.	96.76%
コーノ	レ・ローン等	3.24%
台書	†	100.00%

組	組入上位5業種		
	業種	純資産比	
1	銀行業	13.5%	
2	化学	11.0%	
3	電気機器	8.4%	
4	輸送用機器	7.3%	
5	建設業	6.4%	

	銘 柄 名	業種	純資産比
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.5%
2	キリンホールディングス	食料品	3.4%
3	本田技研工業	輸送用機器	3.0%
4	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.6%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4%
6	日本電気硝子	ガラス・土石製品	2.4%
7	花王	化学	2.2%
8	エクシオグループ	建設業	2.2%
9	第一生命ホールディングス	保険業	2.0%
10	大阪瓦斯	電気・ガス業	2.0%
銘 柄 数			81銘柄

毎間収益率の推移(暦年ベース)



- ファンドの年間収益率は基準 価額(税引前分配金再投資) を使用して計算しています。
- 2023年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを 設定していません。
- 上記の連用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の連用成果をお約束するものではありません。
- 最新の連用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき(「緊急事態発生時」といいます。)は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

(3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日における基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。 申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等

は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座 簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については 追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の 通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - 一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額 として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求 に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座にお いて当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。 また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口 単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sompo-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第53条第1項、第55条第1項、第56条第1項 および第58条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年1月9日から4月8日、4月9日から7月8日、7月9日から10月8日および10月9日から翌年 1月8日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利である と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を

超えるときは、前記()の信託契約の解約をしません。

- () 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第 54条(信託約款の変更)の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第54条第4項に該当する場合 (当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える場合)を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第54条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

信託約款の変更

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に 係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 前記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 前記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記()の信託約款の変更をしません。

() 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、 すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

運用報告書に記載すべき事項の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

() 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sompo-am.co.jp/

() 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて 所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2023年4月11日から2023年10月10日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【好配当ジャパン・オープン】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	前 期 2023年4月10日現在	当 期 2023年10月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	55,923,310	101,461,533
親投資信託受益証券	2,275,850,148	5,259,297,855
流動資産合計	2,331,773,458	5,360,759,388
資産合計	2,331,773,458	5,360,759,388
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,058,464	32,922,105
未払解約金	10,962,493	1,420,002
未払受託者報酬	448,831	1,346,203
未払委託者報酬	4,488,292	13,462,013
その他未払費用	63,732	196,315
流動負債合計	33,021,812	49,346,638
負債合計	33,021,812	49,346,638
純資産の部		
元本等		
元本	2,132,308,037	4,115,263,177
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	166,443,609	1,196,149,573
元本等合計	2,298,751,646	5,311,412,750
純資産合計	2,298,751,646	5,311,412,750
負債純資産合計	2,331,773,458	5,360,759,388

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前 期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	当期 自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	106,374,059	820,637,707
営業収益合計	106,374,059	820,637,707
三型		
支払利息	6,046	9,159
受託者報酬	765,990	2,253,308
委託者報酬	7,659,834	22,533,014
その他費用	108,694	337,735
営業費用合計	8,540,564	25,133,216
営業利益又は営業損失()	97,833,495	795,504,491
経常利益又は経常損失()	97,833,495	795,504,491
当期純利益又は当期純損失()	97,833,495	795,504,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,019,491	79,483,123
期首剰余金又は期首欠損金()	31,087,217	166,443,609
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,146,411	563,813,861
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	84,146,411	563,813,861
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,700,803	145,803,787
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	2,700,803	145,803,787
分配金	40,903,220	104,325,478
期末剰余金又は期末欠損金()	166,443,609	1,196,149,573

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 3 . その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月8日及び10月8日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2023年4月10日、当特定期間末日を2023年10月10日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別 前期 2023年4月10日現在		当期 2023年10月10日現在			
1 .	受益権の総数		2,132,308,037□		4,115,263,177□
2 .	計算期間の末日にお		1.0781円	1口当たり純資産額	1.2907円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(10,781円)	(1万口当たり純資産額)	(12,907円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<u>(摂紐及ひ剌ホ並引昇音に</u>	- 天 9 る/工心 /	
項目	前 期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	当期 自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
1 . 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益 (2,406,211円)(本ファンドに帰属すべき 投資信託の配当等収益を含む)、 養人 (6,901,027円)、信託約款に規定され 益調整金(441,467,576円)及び分配準構 金(81,569,411円)より分配対象収益 532,344,225円(1万口当たり4,465.07円)で あり、うち23,844,756円(1万口当たり200円)を分配金額としております。 (自2023年1月11日 至2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等すべ控 領と、32,394,137円)(東収益を含の配当時で (32,394,137円)(東収益を含の配当時で (32,394,137円)(東収益を含の配当時で 接近 後近、経験を表で表で表で表で表で表で表して を表で表で表しております。 (自2023年1月11日 至2023年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当時で (32,394,137円)(東収益を含の配当時間で (32,394,137円)(東収益を含の配きを (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで (32,394,137円)(東収益を含の配きまで表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表	収益調整金(1,536,607,028円)及び分配準備 積立金(118,829,836円)より分配対象収益は 1,965,990,584円(1万口当たり5,506.69円) であり、うち71,403,373円(1万口当たり200 円)を分配金額としております。 (自2023年7月11日 至2023年10月10日) 計算期間における経費控除後の配当等収益 (57,926,531円)(本ファンドに帰属すべき (親投資信託の配当等収益ををむ)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損 益(347,541,117円)、信託約款に規定される

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

<u> </u>		
項目	前 期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	当 期 自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信 託約款に基づき金融商品を投資として運 用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 当アンドが保有している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。当ファンドが 保有する有価証券の詳細は(有価証券に 関する注記)に記載しております。 (2)金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有変動、為替動 のにので、流動性 のであります。	同左

		日叫此为旧山首(丹巴汉貝山山
項目	前 期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	当期 自2023年4月11日 至2023年10月10日
3.金融商品に係るリスク管理体制	正 フェース (1) 「 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<u> </u>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	もに、必要に応じて是正勧告及びその フォローアップを実施しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>	Į	
項目	前 期 2023年4月10日現在	当 期 2023年10月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

<u>(おたコチョウがおりにおりの上的)</u>	
前 期 2023年4月10日現在	当 期 2023年10月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	前期 自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	当期 自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
期首元本額	1,083,751,483円	2,132,308,037円
期中追加設定元本額	1,142,628,419円	2,921,160,533円
期中一部解約元本額	94,071,865円	938,205,393円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 当 期 2023年4月10日現在 2023年10月10日現在	
性表	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	90,419,875	437,880,765

合計	90,419,875	437,880,765

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2023年10月10日現在

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン好配当日本株マザーファンド	1,306,041,336	5,259,297,855	
合計		1,306,041,336	5,259,297,855	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

好配当ジャパン・オープンの主要投資対象の状況は以下のとおりです。 *なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン好配当日本株マザーファンド

貸借対照表

	2023年4月10日現在	2023年10月10日現在
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	837,990,373	1,203,505,265
株式	25,187,274,510	37,630,237,630
未収配当金	407,795,554	448,894,240
流動資産合計	26,433,060,437	39,282,637,135
資産合計	26,433,060,437	39,282,637,135
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	97,295	85,481
流動負債合計	97,295	85,481
負債合計	97,295	85,481
純資産の部		
元本等		
元本	8,112,864,466	9,755,147,481
剰余金		
剰余金又は欠損金()	18,320,098,676	29,527,404,173
元本等合計	26,432,963,142	39,282,551,654
純資産合計	26,432,963,142	39,282,551,654
負債純資産合計	26,433,060,437	39,282,637,135

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<u>(主女は云可刀町に</u>	<u> </u>	
1.有価証券の評価基	準及び評価方法 株式	
	原則として取 末日に当該取 場で評価して	基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間 引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相 おりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められ 该取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価してお
2.費用・収益の計上	基準 受取配当金	
	原則として、i ます。	配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しており
	有価証券売買	等損益の計上基準
	約定日基準で	計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

_		<u>/ 工 HU / </u>			
	期別	2023年4月1	10日現在	2023年10月	月10日現在
1	. 受益権の総数		8,112,864,466□		9,755,147,481□
2	. 計算期間の末日にお	1口当たり純資産額	3.2582円	1口当たり純資産額	4.0269円
	ける1単位当たりの純 資産の額	(1万口当たり純資産額)	(32,582円)	(1万口当たり純資産額)	(40,269円)

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	<u> </u>	自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
1 .	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2 .	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 当有が保有している金融商品は、権力を 当有が保有している等の金銭債務であります。当年のでは 会員のであります。当年のでは は、権力では は、権力であります。 は、有がであります。 は、有がであります。 は、有がであります。 は、有がであります。 は、有がであります。 は、有がであります。 は、大力では は、大力では は、大力では は、大力で は たっ は たっ は たっ は たっ は たっ は たっ は たっ は たっ	同左
3 .	金融商品に係るリスク管理体制	<u></u>	同左
4 .	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

			日四世7周四首(73百八月日
	項目	2023年4月10日現在	2023年10月10日現在
1	. 貸借対照表計上額、 差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原 則としてすべて時価評価されているた め、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2	. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等 の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決 済されるため、帳簿価額を時価としてお ります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2023年4月10日現在	2023年10月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2022年10月12日 至 2023年4月10日	自 2023年4月11日 至 2023年10月10日
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	8,059,913,260円	8,112,864,466円
同期中追加設定元本額	677,068,194円	2,257,649,908円
同期中一部解約元本額	624,116,988円	615,366,893円
元本の内訳 *		
好配当日本株ファンド(時間分散/実績連動報酬型)2023-06(適格機関投資家専用)	- 円	1,050,609,374円
好配当日本株ファンド(実績連動報酬型)(適 格機関投資家専用)	- 円	269,023円
みずほ好配当日本株オープン	6,365,860,558円	6,236,814,287円
好配当ジャパン・オープン	698,499,217円	1,306,041,336円
みずほ好配当日本株オープン(ノーロード型)	729,625,370円	788,583,474円
みずほ好配当日本株オープン(年1回決算型)	318,879,321円	372,829,987円
計	8,112,864,466円	9,755,147,481円

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2023年4月10日現在	2023年10月10日現在	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	982,140,148	5,628,220,792	
合計	982,140,148	5,628,220,792	

⁽注)「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表 (1)株式

2023年10月10日現在

銘 柄	株式数	評価額		備考
亚在 们分	↑木 I\ 女X	単 価	金額	個個
コムシスホールディングス	103,900	3,118.00	323,960,200	
大林組	286,600	1,341.50	384,473,900	
鹿島建設	108,100	2,470.00	267,007,000	

			1月1川山	<u>E券届出書(内国投資信託</u>
大和ハウス工業	122,400	4,069.00	498,045,600	
エクシオグループ	272,000	3,068.00	834,496,000	
日本八厶	143,000	4,435.00	634,205,000	
キリンホールディングス	617,100	2,092.00	1,290,973,200	
東レ	693,300	750.00	519,975,000	
王子ホールディングス	467,300	625.90	292,483,070	
レンゴー	198,600	1,006.00	199,791,600	
ザ・パック	49,200	3,230.00	158,916,000	
クラレ	140,200	1,723.50	241,634,700	
旭化成	714,100	921.10	657,757,510	
三菱瓦斯化学	172,900	2,004.00	346,491,600	
日本ゼオン	374,200	1,552.00	580,758,400	
日本化薬	292,200	1,283.00	374,892,600	
花王	155,800	5,508.00	858,146,400	
三洋化成工業	69,100	4,055.00	280,200,500	
太陽ホールディングス	208,400	2,504.00	521,833,600	
東洋インキSCホールディングス	92,000	2,490.00	229,080,000	
武田薬品工業	146,700	4,578.00	671,592,600	
杏林製薬	195,500	1,831.00	357,960,500	
サワイグループホールディングス	156,300	4,533.00	708,507,900	
ENEOSホールディングス	1,184,500	549.20	650,527,400	
A G C	35,300	5,086.00	179,535,800	
日本電気硝子	302,300	2,792.00	844,021,600	
三井金属鉱業	78,700	3,764.00	296,226,800	
住友電気工業	326,300	1,705.50	556,504,650	
アマダ	79,600	1,494.00	118,922,400	
ナブテスコ	70,700	2,730.00	193,011,000	
住友重機械工業	163,700	3,620.00	592,594,000	
日本精工	571,700	835.40	477,598,180	
マブチモーター	148,200	4,539.00	672,679,800	
セイコーエプソン	159,100	2,355.50	374,760,050	
EIZO	106,800	5,060.00	540,408,000	
アルプスアルパイン	237,100	1,246.50	295,545,150	
ヒロセ電機	25,600	17,430.00	446,208,000	
コーセル	183,100	1,188.00	217,522,800	
カシオ計算機	311,400	1,236.00	384,890,400	
ファナック	105,300	3,950.00	415,935,000	
京セラ	60,200	7,461.00	449,152,200	
アイシン	125,200	5,488.00	687,097,600	
本田技研工業	855,600	1,659.00	1,419,440,400	
SUBARU	237,800	2,802.50	666,434,500	
テイ・エス テック	289,600	1,685.00	487,976,000	

S O M P O アセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			1月111111111111111111111111111111111111	止夯油出青(内国投資信託
リンテック	282,100	2,502.00	705,814,200	
大阪瓦斯	266,200	2,454.00	653,254,800	
大塚商会	84,200	6,148.00	517,661,600	
ネットワンシステムズ	70,400	2,847.00	200,428,800	
日本テレビホールディングス	207,500	1,502.00	311,665,000	
KDDI	44,900	4,570.00	205,193,000	
アルフレッサ ホールディングス	221,500	2,436.00	539,574,000	
日本ライフライン	412,700	1,151.00	475,017,700	
シークス	101,900	1,437.00	146,430,300	
セリア	88,500	2,129.00	188,416,500	
D C Mホールディングス	158,000	1,265.00	199,870,000	
ユナイテッドアローズ	96,600	1,956.00	188,949,600	
丸井グループ	145,800	2,419.50	352,763,100	
めぶきフィナンシャルグループ	633,200	425.40	269,363,280	
ゆうちょ銀行	311,700	1,349.00	420,483,300	
第四北越フィナンシャルグループ	60,300	3,965.00	239,089,500	
ひろぎんホールディングス	322,300	951.70	306,732,910	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	888,400	1,260.00	1,119,384,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	177,200	5,760.00	1,020,672,000	
三井住友フィナンシャルグループ	186,100	7,464.00	1,389,050,400	
群馬銀行	427,600	715.40	305,905,040	
八十二銀行	359,400	838.10	301,213,140	
北洋銀行	872,500	368.00	321,080,000	
野村ホールディングス	585,500	611.40	357,974,700	
MS&ADインシュアランスグループホール	132,000	5,590.00	737,880,000	
第一生命ホールディングス	242,200	3,164.00	766,320,800	
クレディセゾン	243,900	2,282.50	556,701,750	
三井不動産	179,900	3,351.00	602,844,900	
イオンモール	368,900	1,806.50	666,417,850	
H . U . グループホールディングス	84,300	2,501.50	210,876,450	
エン・ジャパン	133,600	2,282.00	304,875,200	
ベルシステム 2 4 ホールディングス	431,900	1,538.00	664,262,200	
メイテックグループホールディングス	69,500	2,646.00	183,897,000	
合計	20,327,400		37,630,237,630	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

好配当ジャパン・オープン

2023年10月31日現在

資産総額	5,447,161,204円
負債総額	34,174,353円
純資産総額(-)	5,412,986,851円
発行済数量	4,268,777,589□
1単位当りの純資産額(/)	1.2680円

(参考)損保ジャパン好配当日本株マザーファンド

2023年10月31日現在

資産総額	41,417,457,828円
負債総額	658,409,159円
純資産総額(-)	40,759,048,669円
発行済数量	10,297,947,482□
1単位当りの純資産額(/)	3.9580円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3 . 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5.譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

EDINET提出書類

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替 停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2023年10月末現在)

資本金の額1,550百万円会社が発行する株式の総数50,000株発行済株式総数24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2023年10月末現在)

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期終了と同時に終了します。

取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を 選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

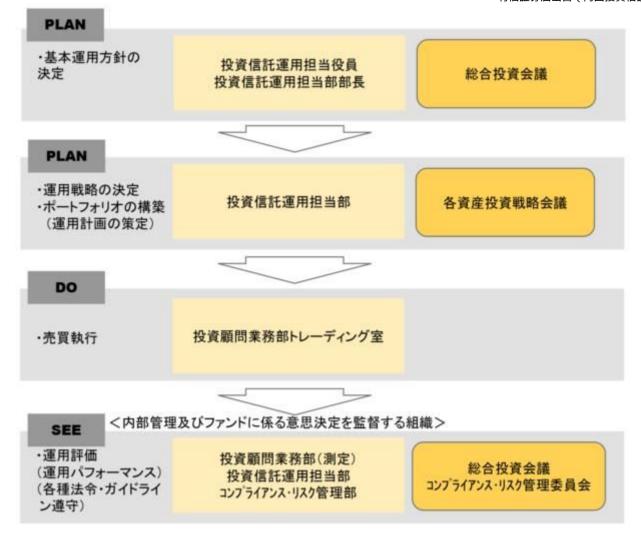
取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、 各運用担当部が運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観 点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびに証券投資信託の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用(投資運用業)および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託(親投資信託を除きます。)は2023年10月末現在、計299本(追加型株式投資信託164本、単位型株式投資信託92本、単位型公社債投資信託43本)であり、その純資産総額の合計は1,826,803百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

2.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間(2023 年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				1月14日	訨秀届出書(内国投貨
		前事業年度 (2022年3月31日)		当事 (2023年	業年度 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額((千円)
(資産の部) 流動資産 1 現金・預金 2 前払費用 3 未収委託者報酬 4 未収運用受託報酬 5 その他			3,870,549 102,011 1,137,463 1,220,102 6,676		3,546,171 101,203 1,194,368 2,618,849 3,043
流動資産合計			6,336,803		7,463,635
固定資産 1 有形固定資産 (1)建物 (2)器具備品	1 1		12,438 97,847		8,078 73,225
有形固定資産合計 2 無形固定資産 (1)電話加入権			110,285 4,535		81,304 4,535
無形固定資産合計 3 投資その他の資産			4,535		4,535
(1)投資有価証券 (2)長期差入保証金 (3)繰延税金資産 (4)その他			551,730 173,961 369,976 32		658,124 173,961 348,349 32
投資その他の資産合計			1,095,700		1,180,467
固定資産合計 資産合計			1,210,521 7,547,325		1,266,307 8,729,943
F 3 (100 FT FT)			. , , 320		2,:=2,5:0

			業年度 3月31日)		業年度 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債			6 022		7 771
1 預り金 2 未払金			6,032		7,771
(1)未払配当金	2	700,000		770,000	
(2)未払手数料		421,565		460,087	
(3) その他未払金	2	526,525	1,648,091	141,725	1,371,812
3 未払費用			1,048,260		1,873,823
4 未払消費税等			191,700		214,504
5 未払法人税等 6 賞与引当金			118,353 171,866		262,245 205,460
7 役員賞与引当金			6,600		6,600
流動負債合計			3,190,904		3,942,217
固定負債			, ,		, ,
1 退職給付引当金			208,284		245,172
2 資産除去債務			9,265		9,422
固定負債合計 負債合計			217,549 3,408,454		254,594 4,196,812
			3,400,434		4,190,012
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1)資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計 3 利益剰余金			413,280		413,280
(1)その他利益剰全全					
(1) その他利益剰余金 繰越利益剰余金			2,129,605		2,544,383
利益剰余金合計			2,129,605		2,544,383
株主資本合計			4,092,885		4,507,664
評価・換算差額等			4E 00E		0F 400
1 その他有価証券評価差 額金			45,985		25,466
評価・換算差額等合計			45,985		25,466
純資産合計			4,138,870		4,533,130
負債・純資産合計			7,547,325		8,729,943

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日		当事業 (自 2022年	€年度 4日4日
	\\ 1	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額 (千円)	
営業収益 1 委託者報酬		6,276,724		6,268,013	
2 運用受託報酬		4,403,451	10,680,175	5,283,477	11,551,491
営業費用 1 支払手数料 2 広告宣伝費 3 公告費		2,660,547 27,018 200		2,600,324 25,984 200	
4 調査費 (1)調査費 (2)委託調査費 (3)図書費		2,998,033 982,738 2,012,478 2,815		3,945,034 1,032,243 2,909,783 3,007	
5 営業雑経費 (1)通信費 (2)印刷費 (3)話会費		128,682 13,042 97,704 17,935	5,814,481	149,447 13,489 115,724 20,233	6,720,990
一般管理費 1 給料 (1)役員報酬 (2)給料・手当 (3)賞与 2 福利厚生費		1,654,831 57,475 1,373,956 223,399 207,945		1,754,897 59,540 1,460,378 234,978 231,703	
3 交際費 4 寄付金 5 旅費交通費 6 法人事業税 7 租税公課 8 不動産賃借料 9 退職給付費用 10 賞与引当金繰入 11 役員賞与引当金繰入		7,538 300 6,738 56,077 30,211 220,595 79,199 171,866 6,600		10,365 1,300 29,102 53,595 26,705 221,573 87,487 205,460 6,600	
12 固定資産減価償却費 13 諸経費		37,983 428,184	2,908,072	39,296 437,986	3,106,075
営業利益		420, 104	1,957,622	407,300	1,724,425
営業外収益 1 受取配当金 2 受取利息 3 有価証券売却益 4 有価証券償還益 5 為替差益 6 保険配当金 7 雑益		626 0 7,179 1,198 10,426 467 1,537	21,434	8,687 0 - 3,726 11,910 621 2,493	27,439
営業外費用 1 事務過誤費 2 雑損		- 363		9,164 394	
3 債権回収損 経常利益		5,471	5,835 1,973,220	-	9,558 1,742,306
特別損失			1,913,220		1,142,300
1 有価証券評価損	4	- 0	0	4,032	4 022
2 固定資産除却損 税引前当期純利益	1	0	1,973,220	-	4,032 1,738,274
法人税・住民税及び事業税			617,244		522,813
法人税等調整額 当期純利益			3,808 1,359,783		30,682 1,184,778

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自	2021年4月1日	至 2022年3			(単位:千円)
				- 資本		
		資本	剰余金	利益乗	自余金	
	資本金	資本	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
	具 中立 	準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	1.550.000	413.280	413.280	1.469.821	1.469.821	3.433.101

当期変動額						
剰余金の配当				700,000	700,000	700,000
当期純利益				1,359,783	1,359,783	1,359,783
株主資本以外						
の項目の当期						
変動額(純						
額)						
当期変動額合	_	_	_	659,783	659,783	659,783
計	_	_	_	039,703	059,705	059,705
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885

	評価・換算		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	41,732	41,732	3,474,834
当期変動額			
剰余金の配当			700,000
当期純利益			1,359,783
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	4,252	4,252	4,252
当期変動額合計	4,252	4,252	664,036
当期末残高	45,985	45,985	4,138,870

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本	剰余金	利益乗		
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				770,000	770,000	770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合 計	-	-	-	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算	算差額等	
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	20,518	20,518	20,518
当期変動額合計	20,518	20,518	394,259
当期末残高	25.466	25.466	4.533.130

重要な会計方針 1.有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年 器具備品 2~20年

3 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して

4 . 引当金の計上基準 (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第25号)に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

. 収益及び賃用の計上基準 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義 務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1)投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。 また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。 (2)投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。 スの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	99,675	104,035
器具備品	108,702	143,638

関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金		
未払配当金 その他未払金	700,000 345,346	770,000

(損益計算書関係)

固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

/出位, 4四、

		(<u>早</u> 位:十円 <i>)</i>
	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
器具備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 1 発行済株式に関する事項 至 2022年3月31日)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通 株式	700,000千円	29,063円	-	2022年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当全支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 取締役会	普通 株式	770,000千円	31,970円	-	2023年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払わ 「回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・ 評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスク に晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

、金融間間には短り入り目を体制 当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。 価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運 用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用す ることにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年3月31日) (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	550,980	550,980	-
資産計	550,980	550,980	-

(単位:千円) 当事業年度(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	657,374	657,374	-
資産計	657,374	657,374	-

- 「未収運用受託報酬」、 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」 は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります
- 2)以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借 対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 区分 (2023年3月31日) (2022年3月31日)

非上場株式	750	750	

注1.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

_ 削事業年度(2022年3月31日)				<u>(</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	10年超
(1)預金	3,870,414	-	-	-
(2)未収委託者報酬	1,137,463	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,220,102	-	-	-
(4)投資有価証券				
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	44,728	201,061	32,679	272,511
合計	6,272,708	201,061	32,679	272,511

_当事業年度(2023年3月31日)	ı			(単位:千円)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	3,546,149 1,194,368 2,618,849	- - -	- - -	-
→ 満期がめるもの 株式 債券 その他	- - 147,960	- - 90,026	- - 150,462	- - 268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額 該当事項はありません。

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

	2 0
レベル 1 の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい
	て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相
	場価格により算定した時価
レベル 2 の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン
	プット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品前事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

			価	
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券	-	370,250	180,730	550,980
資産計	-	370,250	180,730	550,980

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券	-	462,624	194,750	657,374
資産計	-	462,624	194,750	657,374

(2)期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

		(112 + 113)
	投資有価証券	合計
期首残高	240,805	240,805
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	1,012	1,012
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	61,087	61,087
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	180,730	180,730
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照 表において保有する金融資産又は金融負債の評 価損益	-	-

(3)時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

- 1.売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3 . 子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。

4 . その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

10 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T				(+ 1 + 1 1 1)
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	473,762	404,700	69,062
	小計	473,762	404,700	69,062
貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
0	(3) その他	77,218	80,000	2,782
	小計	77,218	80,000	2,782
合計		550,980	484,700	66,280

当事業年度(2023年3月31日) (単位:千円)

<u> </u>	<u>' </u>			<u>(半四・1円)</u>
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が	(1) 株式	-	-	-
取得原価を超えないも	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	286,209	330,000	43,790
	小計	286,209	330,000	43,790
合計		657,374	624,700	32,674

5.売却したその他有価証券

_ 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	117,179	7,179	-
合計	117,179	7,179	-

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) (単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。) 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用して おります。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(干四・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	177,918	208,284
退職給付費用	34,032	37,940
退職給付の支払額	3,666	1,052
退職給付引当金の期末残高	208,284	245,172

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

		(十四・ココノ
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債 務	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	208,284	245,172
退職給付引当金	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	208,284	245,172

(3)退職給付費用

(単位:千円)

		(+ 113 /
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付 費用	34,032	37,940

3.確定拠出制度

(単位:千円)

		(千四・川リ)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
当社の確定拠出制度への要 拠出額	37,490	41,080

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(1121113)
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	221,681	176,793
退職給付引当金	63,776	75,071
賞与引当金	52,625	62,912
繰延資産損金算入限度超過額	20,401	21,910
未払事業税	25,882	15,571
未払金否認	6,551	7,604
その他	5,629	7,100
繰延税金資産 小計	396,548	366,961
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	2,933	4,119
評価性引当額 小計	2,933	4,119

繰延税金資産 合計	393,615	362,842
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	20,295	11,240
株式譲渡損益	3,031	3,031
固定資産除去価額	313	222
繰延税金負債 合計	23,639	14,493
繰延税金資産の純額	369,976	348,349

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計 算しております。
- 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

		(+
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
期首残高	9,111	9,265
取得	_	-
時の経過による調整額	154	157
期末残高	9,265	9,422

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		(半四・1ロ)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
投資信託事業(基本報酬)	6,264,774	6,264,984
投資信託事業(成功報酬)	11,950	3,029
投資顧問事業(基本報酬)	3,421,061	2,834,396
投資顧問事業(成功報酬)	982,389	2,449,080
合計	10,680,175	11,551,491

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を

超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

					<u> </u>
日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
9,517,226	543,068	371,551	203,473	44,855	10,680,175

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を 超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	(一座・コン)
顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在 地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千 円)
親 会 社	S O M P O ホール ディン グス株 式会社	東京 都新 宿区	1,000	経営 管理	直接 100%	連結納税	連結納税 に伴う支 払い	493,587	未払金 (注1)	345,346

注1.取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)連結納税制度による連結法人税等の支払予定額であります。

(2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 該当事項はありません。

(3)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

同の 会社 を持 社	損保 ジャロC 証券社 式会社	東京都新宿区	30	確定拠 出年金 業	-	投資信 託に係 る事務 代行の 委託等	投資信託代 行手数料の 支払 (注1)	625,470	未払手数料	147,871
同の の会社 を持 会 社	S O M P O り ま命は 生株式 会社	東京都新宿区	172	生命 保険業	-	投資顧 問契約 に 資産 運用	運用受託報 酬の受取り (注2)	178,392	未収 運用受 託報酬	97,841

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等

 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。 (注2)運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

ゴザイ・/ 種類 	会社等 の名称	所在 地	資本 金 (億 円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割 合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	損保 ジンD 証券 式会社	東京都新宿区	30	確定拠 出年金 業	-	投資信託 に係る事 務代行の 委託等	投資信託 代行手数 料の支払 (注1)	677,364	未払 手数 料	168,088
同一の 親会社 を持つ 会社	SOM POひ まわり 生命株式 会社	東京都新宿区	172	生命保険業	-	投資顧問 契約に基 づく資産 運用	運用受託 報酬の受 取り (注2)	176,500	未収 運用 受託 報酬	96,493

- 注1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて おります。
- 注2.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (注1)代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。
 - (注2)運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。
- (4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等との取引はありません。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 関連会社はありません。

(1株当たり情報)

(
		前事業年度 当事業年度	
		(自 2021年4月1日 (自 2022年4月1日	
		至 2022年3月31日) 至 2023年3月31日)	
	1株当たり純資産額(円)	171,844.33 188,213.85	
	1株当たり当期純利益金額(円)	56,457.70 49,191.55	

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注) 2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
当期純利益(千円)	1,359,783	1,184,778
普通株主に帰属しない金額(千		
円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千	1,359,783	1,184,778
円)	1,339,763	1,104,776
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

中間財務諸表 (1<u>)中間貸借対照表</u>

<u>)中间具值对照农</u>		
		第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部) 流動資産 1 現金・預金 2 前払費金 3 未収委託者報酬 4 未収運用受託報酬 5 立替金 流動資産合計 固有形固定合計 固有形固定資産 2 無形資との他の資産 (1)長期差入保証金 (2)長期差入保証金 (3)繰延税金 (4)その他 投資その他の資産合計	1	3,406,379 98,219 1,525,821 3,769,484 1,931 8,801,836 65,679 4,535 531,725 173,961 330,992 32 1,036,711
投資での他の資産日前 固定資産合計 おり		1,106,926
資産合計		9,908,762

		第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部) 流動負債		
1 預り金 2 未払金		16,976
(1)未払手数料 (2)その他未払金		548,866 275,060
未払金合計		823,927
3 未払費用		2,486,182
4 未払法人税等		434,830
5 賞与引当金		119,252
6 役員賞与引当金 7 その他	2	3,300 283,312
流動負債合計		4,167,781
│ 固定負債 │ 1 退職給付引当金		264 676
1 退職給付引当金 2 資産除去債務		264,676 9,503
<u>2 員座除公債份</u> 固定負債合計		9,505 274,179
負債合計		4,441,961
(純資産の部)		1,111,001
株主資本		

S O M P O アセットマネジメント株式会社(E12434) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	有侧此分曲山青 (内国坟具后;
1 資本金	1,550,000
2 資本剰余金	
(1)資本準備金	413,280
資本剰余金合計	413,280
3 利益剰余金	
(1) その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,438,160
利益剰余金合計	3,438,160
株主資本合計	5,401,440
評価・換算差額等	
1 その他有価証券評価差額金	65,361
評価・換算差額等合計	65,361
純資産合計	5,466,801
負債・純資産合計	9,908,762

(2<u>)中間損益計</u>算書

) 中間損益計算書			
		第39期中	間会計期間
		(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	÷÷⊐		
区分	注記 番号	金額(〔千円)
	ш ,		
1 委託者報酬		3,885,834	
2 運用受託報酬		4,153,911	8,039,746
営業費用		, ,	, ,
1 支払手数料		1,651,695	
2 広告宣伝費		2,736	
3 公告費		200	
4 調査費		3,442,632	
(1)調査費 (2)委託調査費		696,778 2,743,596	
(3)図書費		2,743,390	
5 営業雑経費		91,371	
(1)通信費		7,206	
(2) 印刷費		66,357	
(3) 諸会費		17,808	5,188,635
一般管理費			
1 給料		840,189	
(1)役員報酬		34,390	
(2) 給料・手当		740,011	
(3)賞与 2 福利厚生費		65,787 125,981	
2 福利厚生費 3 交際費		6,821	
4 寄付金		30	
5 旅費交通費		19,577	
│ 6 法人事業税		33,234	
7 租税公課		4,648	
8 不動産賃借料		111,772	
9 退職給付費用		45,242	
10 賞与引当金繰入 11 役員賞与引当金繰入		119,252 3,300	
12 固定資産減価償却費	1	18,869	
13 諸経費		223,694	1,552,614
営業利益			1,298,495
営業外収益			
1 受取配当金		409	
2 受取利息		0	
3 為替差益		7,057	
4 雑益		823	8,290
営業外費用			
1 有価証券売却損		7,678	
2 有価証券償還損		278	
3 雑損		184	8,141
経常利益			1,298,645
特別損失			, ,
1 固定資産除却損		0	0
		<u> </u>	0

7	说引前中間純利益		1,298,645
	法人税、住民税及び事業税		405,117
	法人税等調整額		249
	中間純利益		893,776

(3)中間株主資本等変動計算書

/ 出位,工四、

	1 (日 2023年	<u> </u>	2023年9月30日)	(-	<u> 単122:十円)</u>
	株主資本					
		資本剰余金		利益親	利益剰余金	
	資本金	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
	其 华亚	準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当中間期変動額						
中間純利益				893,776	893,776	893,776
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	893,776	893,776	893,776
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,438,160	3,438,160	5,401,440

	評価・換算		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当中間期変動額			
中間純利益			893,776
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	39,894	39,894	39,894
当中間期変動額合計	39,894	39,894	933,670
当中間期末残高	65,361	65,361	5,466,801

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年 器具備品 2~20年

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益とし て処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しておりま す。

(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計 上しております。

(3)退職給付引当金

5. 収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行

SOMPOアセットマネジメント株式会社(E12434)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

競技を発定する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
 (1)投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。
 また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。
 (2)投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。
 また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

- 6.消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
- 7.グループ通算制度の適用 グループ通算制度を採用しております。

注記事項

(中間貸借対昭表関係)

可具旧对照仪例际 <i>)</i>	
	第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	266,349千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示しておりま す。

(中間損益計算書関係)

可只皿们开目场份/	
	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	18,869千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 1 発行済株式の種類及び終数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

□ . 光1] 済体式の性類及び総数型びに自己体式の性類及び体式数に関する事項					
	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間	
	株式数(株)	増加株式数 (株)	減少株式数(株)	末株式数(株)	
発行済株式					
普通株式	24,085	-	-	24,085	
合計	24,085	-	-	24,085	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後 となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

(

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(— — 1 1 1
	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	530,975	530,975	-
資産計	530 975	530 975	-

1)「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略 しております。

2)市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸 借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

	200 000 0
レベル 1 の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において 形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価
	格により算定した時価
レベル 2 の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプッ ト以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

(単位:千円)

<u> </u>	時価				
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	301,541	229,434	530,975	
資産計	-	301,541	229,434	530,975	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

(2)期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価 損益

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

		(112:113)
	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	33,584	33,584
購入、売却、発行及び決済		
購入	1,100	1,100
売却	-	-
発行	-	1
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	1
レベル3の時価からの振替	-	1
中間期末残高	229,434	229,434
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対 照表において保有する金融資産又は金融負債の評価 損益	-	-

(3)時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券 該当事項はありません。
- 2.子会社株式及び関連会社株式 該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	-	-	-
ー 中間貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	(3)その他	309,174	200,800	108,374
	小計	309,174	200,800	108,374
	(1) 株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額が	(2)債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	(3)その他	221,801	235,968	14,167
	小計	221,801	235,968	14,167
合計		530,975	436,768	94,207

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間 (2023年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 9,422千円 時の経過による調整額 9,422千円

中間期末残高 9,503千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(单位,十门)
	第39期中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
投資信託事業(基本報酬)	3,856,322
投資信託事業(成功報酬)	29,512
投資顧問事業(基本報酬)	1,353,572
投資顧問事業 (成功報酬)	2,800,338
合計	8,039,746

(セグメント情報等)

セグメント情報

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略 しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,892,584

(1株当たり情報)

	第39期中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	226,979.51 円
1株当たり中間純利益金額	37,109.24 円
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益 金額については、潜在株式が存在しないため
	記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
中間純利益	893,776 千円	
普通株主に帰属しない金額	- 千円	
普通株式に係る中間純利益	893,776 千円	
普通株式の期中平均株式数	24,085 株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、

若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引 業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 以下(4)、(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で 定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリ バティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額

247,369百万円 (2023年3月末現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法) に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円 (2023年3月末現在)

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関

する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 :原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社

から再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、

原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容	
auカブコム証券株式会社	7,196		
SMBC日興証券株式会社	10,000		
株式会社SBI証券	48,323		
FFG証券株式会社	3,000		
九州FG証券株式会社	3,000		
立花証券株式会社	6,695	 	
日産証券株式会社	1,500	金融商品取引法」に定める第一種 ・金融商品取引業を営んでいます。	
野村證券株式会社	10,000	並服向印取引来を占がているす。 	
松井証券株式会社	11,945		
マネックス証券株式会社	12,200		
明和證券株式会社	511		
楽天証券株式会社	19,495		
リテラ・クレア証券株式会社	3,794		
株式会社青森銀行	19,562		
株式会社愛媛銀行	21,367		
株式会社千葉興業銀行	62,120	銀行法に基づき銀行業を営んでいま	
株式会社トマト銀行	14,310	す。	
株式会社肥後銀行	18,128		
株式会社みちのく銀行	36,986		
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。	

資本金の額は、2023年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の 交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社該当事項はありません。
- (2) 販売会社該当事項はありません。

第3【その他】

1.目論見書の表紙等に、ロゴマーク、キャッチコピー、図案、イラスト、写真、当ファンドの概略的性格を表示する文言等を記載することがあります。

- 2.金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。
- 3.投資信託説明書(請求目論見書)の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求 により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
- 4.投資信託説明書(請求目論見書)の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
- 5.目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
- 6. 目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「使用開始日」等を記載することがあります。
- 7.投資信託説明書(請求目論見書)の巻末に信託約款を掲載することがあります。
- 8.目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 9.投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- 10.目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 11.目論見書の巻頭に、以下を記載することがあります。



独立監査人の監査報告書

2023年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘 幸

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士

業務執行社員

公認会計士 森 重 俊 寛

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤雅 人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている好配当ジャパン・オープンの2023年4月11日から2023年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、好配当ジャパン・オープンの2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

SOMPOアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 弘 幸

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸 表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどう かを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。